

## 第3章 オーストラリア・グループ (AG)

### 第1節 総論

84年、イラン・イラク戦争の際に、イラクにより化学兵器が用いられていたことが国連の調査団により明らかになった。イラクが化学兵器開発のために用いた原材料の多くは、民間の化学産業にも用いられるものであり(いわゆる汎用品)、通常の貿易を通じて手に入れられたものであった。この事実は、各国に、自国の化学産業が他国の化学兵器開発に悪用されることがないように、化学兵器の開発に用い得る化学剤の輸出管理強化の必要性を認識させるものであった。しかし、各国の輸出管理の対象範囲や運用方法に差がある限り、化学兵器の開発を行おうとする国が規制の緩い国を抜け穴として用いるおそれがある。そのため、化学剤の生産能力を持つ国が輸出管理政策の協調を行うようオーストラリアが提案し、85年6月にベルギーのブリュッセルでそれらの国々が集まり、第1回会合が開催された。

この枠組は、オーストラリアが議長国を務めていることから「オーストラリア・グループ」(AG: Australia Group)と呼ばれる。オーストラリア・グループは、その後、化学兵器関連汎用技術、生物兵器関連汎用品も規制対象とし、それらの輸出管理における協調を通じて、化学・生物兵器の懸念国等への拡散を防止することを目的として活動してきている。2002年3月現在33か国及び欧州委員会が参加、年1回パリで会合を開催してきている(2002年からは年2回)。

### 第2節 輸出管理の方法

#### 1. 概要

オーストラリア・グループは、条約など法的拘束力を持つ国際約束に基づく体制ではない。参加国は生物・化学兵器の不拡散という共通の目的を達成するため、オーストラリア・グループの下で行われる情報交換、政策協調を国内の輸出管理に反映させることで、自国の輸出管理をより有効なものとする 것을目指している。具体的には、参加国は、生物・

化学兵器関連汎用品や技術に関し、オーストラリア・グループの場で規制すべきか否か協議し、合意した品目を規制品目リストとして共有し、このリストを国内法令(わが国においては、「外国為替及び外国貿易法」、「輸出貿易管理令」、「外国為替令」など)に反映させ、輸出管理を実施している。対象地域としては、特定の対象国や地域に的を絞ることなく、世界中の国と地域を対象としている。

## 2. 対象とされる規制品目

オーストラリア・グループにおいて合意されている規制品目は、

- (1) 化学兵器原材料(化学物質) 54 品目
- (2) 化学兵器製造設備(反応器、貯蔵容器等) 10 品目及び関連技術
- (3) 生物兵器関連生物剤(人、動物、植物に対するウイルス・毒素等) 72 種
- (4) 生物兵器関連製造設備 7 品目

である。参加国政府は規制品目の輸出審査にあたって、これらの輸出が生物・化学兵器の開発などに用いられることがないように、慎重に輸出管理を行っている。

## 第3節 わが国の取り組みと今後の展望

生物・化学兵器は大量破壊兵器であり、核兵器と比べて安価で開発、製造が可能であることから「貧者の核兵器」ともよばれており、その拡散は現在も国際社会の直面する課題である。生物・化学兵器の不拡散の分野では、化学兵器禁止条約(CWC)及び生物兵器禁止条約(BWC)が存在しているが、両条約発効後も非締約国の存在や違反国もあり得ることなど、生物・化学兵器開発に関する懸念はなくなったわけではない。従って、これらの条約を補完し、生物・化学兵器の不拡散体制を実効的なものとするため、オーストラリア・グループの存在は重要である。わが国も、オーストラリア・グループを通じた生物・化学兵器関連汎用品・技術に関する輸出管理についての各国との政策調整や情報交換を、生物・化学兵器の不拡散努力の一つの柱として重視している。

オーストラリア・グループは主に生物・化学兵器関連物資の供給能力を持つ先進国からなる非公式な集まりであることから、開発途上国をはじめとする非参加国からは、途上国のバイオテクノロジー産業、化学産業の発展を阻害しており、閉鎖的、差別的であるなどの批判が根強いとの問題がある。このため、非参加国にもオーストラリア・グループの目的や活動概要を明確にすべく、今後外部への広報活動に一層力を入れていくこととなっており、その一環としてウェブサイトが開設された。

また、これまで生物・化学兵器の不拡散についての努力は、国家による開発・製造・保有などを防ぐことに主眼がおかれてきたが、わが国において 95 年に発生した地下鉄サリン事件、2001 年に米国において発生した炭疽菌事件などは、テロ組織などの国家以外の主体が生物・化学兵器を開発・取得し、これを実際に使用する危険性が現実のものであることを明らかにするものであった。オーストラリア・グループ参加国は、テロ組織などの国家以外の主体への生物・化学兵器関連物資・技術の拡散防止策も強化していく必要があるとの認識で一致しており、今後はそのための具体的な措置について検討が続けられていくこととなっている。